

# 財政状況等一覧表（平成20年度）

(単位: 百万円)

団体名 美咲町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
1,944	5,511	318	7,774

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	10,960	10,400	560	512	0	20,823	
美咲町みさきネット事業特別会計	93	93	0	0	8	0	
美咲町住宅新築資金等 貸付事業特別会計	22	55	△ 33	△ 33	0	72	
美咲町津山・柵原線共同 バス運行事業特別会計	18	14	4	4	8	7	
美咲町津山・西川線共同 バス運行事業特別会計	18	16	2	2	8	7	
美咲町旭川ダム沿線 バス運行事業特別会計	41	37	4	4	32	7	基金繰入金 2
美咲町三休公園 事業特別会計	13	11	2	2	8	-	
久米郡障害程度区分 認定審査事業特別会計	1	1	0	0	0	-	
一般会計等	11,104	10,564	540	491		20,916	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
美咲町国民健康保険 事業特別会計	1,823	1,789	34	34	142	-	-	基金繰入金 35
美咲町老人保健 事業特別会計	285	238	47	47	19	-	-	
美咲町介護保険 事業特別会計	1,727	1,700	27	27	245	14	-	
美咲町介護サービス 事業特別会計	11	11	0	0	2	-	-	
久米郡介護認定審査 事業特別会計	10	10	0	0	-	-	-	
美咲町国民健康保険 診療所事業特別会計	6	6	0	0	2	-	-	基金繰入金 2
美咲町後期高齢者 医療特別会計	189	187	2	2	64	-	-	
美咲町柵原飯岡 簡易水道事業特別会計	23	16	6	6	-	78	26	
美咲町柵原北部 簡易水道事業特別会計	247	242	5	5	79	513	413	
美咲町柵原中央 簡易水道事業特別会計	87	83	4	4	13	93	42	
美咲町統合 簡易水道事業特別会計	407	399	8	6	137	1,617	1,468	
美咲町中央 簡易水道事業特別会計	209	205	4	4	11	552	146	
美咲町中央北部 簡易水道事業特別会計	28	13	15	15	0	56	13	
美咲町中央打穴・大井和 簡易水道事業特別会計	90	81	9	9	65	544	541	
美咲町下水道事業特別会計	160	156	4	4	76	1,266	913	
美咲町柵原公共 下水道事業特別会計	438	408	30	30	5	275	190	
美咲町中央公共 下水道事業特別会計	597	584	13	13	154	2,661	2,036	
美咲町野外趣味活動 施設事業特別会計	90	90	0	0	90	-	-	
美咲町土地開発 事業特別会計	21	20	1	0	20	46	-	
美咲町用地取得 造成事業特別会計	255	255	0	0	55	138	-	基金繰入金 55
公営企業会計等 計				206		7,853	5,788	基金繰入金 92

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

### 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位: 百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
岡山市市町村総合事務組合	11,015	10,212	803	803	1,938	-	-	一般会計
岡山市市町村総合事務組合	1,226	785	442	442	-	-	-	貸付金特別会計
岡山市市町村総合事務組合	62	59	3	3	61	-	-	脱退還付金 特別会計
岡山市市町村総合事務組合	8	4	4	4	-	-	-	交通災害共済 特別会計
岡山市市町村税整理組合	65	63	2	2	4	-	-	
岡山県後期高齢者 医療広域連合	187	184	3	3	-	-	-	一般会計
岡山県後期高齢者 医療広域連合	186,528	186,448	80	80	473	-	-	特別会計
岡山県広域水道企業団	4,428	6,109	△ 1,681	2,882	-	50,071	31	法適用企業
津山広域事務組合	81	68	12	12	37	-	-	一般会計
津山広域事務組合	18	11	7	7	-	-	-	ふるさと振興 事業特別会計
久米老人ホーム組合	170	162	8	8	-	-	-	
久米老人ホーム組合	21	16	5	5	-	-	-	指定訪問介護 事業特別会計
柵原・吉井特別養護 老人ホーム組合	295	238	56	56	-	390	209	
津山圏域西部衛生施設組合	334	312	22	22	-	292	8	
津山圏域衛生処理組合	631	575	56	56	-	979	68	
勝英衛生施設組合	201	185	16	16	-	33	1	一般会計
岡山県中部環境施設組合	408	367	42	42	-	491	60	
柵原・吉井・英田 火葬場施設組合	36	34	2	2	-	-	-	
津山地区農業共済事務組合	401	388	13	667	-	-	-	法適用企業
津山圏域消防組合	2,542	2,507	35	35	44	2,059	130	
一部事務組合等 計				5,147		54,315	507	基金繰入金 40

### 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位: 百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
久米郡土地開発公社	0	5	3	-	-	-	-	-	
美咲町農業公社	3	120	70	16	-	-	-	-	
株式会社 美咲物産	0	10	8	2	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			81	18	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

### 5. 充当可能基金の状況

(単位: 百万円)

充当可能基金名	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 B-A
財政調整基金	1,281	1,386	105
減債基金	157	158	1
その他充当可能基金	937	688	△ 249
充当可能基金 計	2,375	2,233	△ 142

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	4.13	6.31	2.18	△ 13.81	△ 20.00	美咲町 柵原飯岡 簡易水道事業特別会計	-	-	-
連結実質赤字比率	5.16	8.97	3.81	△ 18.81	△ 40.00	美咲町 柵原北部 簡易水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	19.8	20.0	0.2	25.0	35.0	美咲町 柵原中央 簡易水道事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	200.4	191.5	△ 8.90	350.0		美咲町 統合 簡易水道事業特別会計	-	-	-
財政力指数	0.262	0.263	0.001			美咲町 中央 簡易水道事業特別会計	-	-	-
経常収支比率	88.3	87.5	△ 0.8			美咲町 中央北部 簡易水道事業特別会計	-	-	-
						美咲町 中央打穴・大井和 簡易水道事業特別会計	-	-	-
						美咲町 下水道事業特別会計	-	-	-
						美咲町 柵原公共 下水道事業特別会計	-	-	-
						美咲町 中央公共 下水道事業特別会計	-	-	-
						美咲町 野外趣味活動 施設事業特別会計	-	-	-
						美咲町 土地開発事業特別会計	-	-	-
						美咲町 用地取得 造成事業特別会計	-	-	-

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。  
2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。  
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。